

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 杉本修司 様 あて名 〒550-0002 日本国大阪府大阪市西区 江戸堀1丁目10番2号 肥後橋ニッタイビル		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人 の書類記号 K1139		発送日 (日.月.年) 01.05.2007	
国際出願番号 PCT/JP2007/000180		国際出願日 (日.月.年) 07.03.2007	優先日 (日.月.年) 14.03.2006
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G01D5/18(2006.01)i, F16C41/00(2006.01)i, G01P3/44(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) NTN株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 16.04.2007			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 井上 昌宏	2F	9504
電話番号 03-3581-1101 内線 3216			

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ 配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット 紙形式

電子形式

c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-14	有
	請求の範囲		無
進歩性 (IS)	請求の範囲		有
	請求の範囲	1-14	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1-14	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

- 文献1：JP 2004-239699 A (NTN株式会社) 2004.08.26、全文、全図 (ファミリーなし)
 文献2：JP 4-172219 A (フアナツク株式会社) 1992.06.19、全文、全図 (ファミリーなし)
 文献3：JP 8-261794 A (三菱電機株式会社) 1996.10.11、全文、全図&US 5721546 A
 文献4：JP 9-265504 A (多摩川精機株式会社) 1997.10.07、全文、全図 (ファミリーなし)
 文献5：JP 9-273942 A (アイシン精機株式会社) 1997.10.21、全文、全図&US 5783925 A
 文献6：JP 7-35574 A (松下電器産業株式会社) 1995.02.07、全文、全図 (ファミリーなし)
 文献7：JP 2002-139350 A (松下電器産業株式会社) 2002.05.17、全文、全図 (ファミリーなし)

請求の範囲1、2、8乃至10、13、14に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献1乃至3により、進歩性を有さない。

文献2、3に記載されているように、磁気センサ素子で検出されてから角度算出手段で検出角度が出力されるまでの遅延時間を補正する遅延時間補正手段は、本願出願前に既に周知であって、文献1に記載された磁気センサに適用することは、当業者にとって容易である。

また、請求の範囲2に記載された一対の磁極が形成された磁石及び、請求の範囲13に記載された、転動体が介装された軸受は、文献1に記載されている。

さらに、請求の範囲8乃至10に記載された、回転速度に応じた遅延時間補正手段は、文献2の第4頁右上第4行~左下第8行に記載されている。

さらに、請求の範囲14に記載された事項は、文献3の段落番号【0051】(図1、4参照)に記載されている。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V. 2 欄の続き

請求の範囲 3、11、12に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献 1 乃至 5 により、進歩性を有しない。

文献 4、5 に記載されているように、サンプリング間隔を補間して角度の変化分を演算する補間手段は、本願出願前に既に周知である。また、文献 4 には、回転角度情報と回転速度の情報とから、任意の時刻における回転角度を推測する回転角度推測手段が記載されており、文献 1 に記載された発明に適用することは、当業者にとって容易である。

請求の範囲 4、5 に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献 1 乃至 6 により、進歩性を有しない。

文献 6 には、磁気センサの出力から回転パルス信号を生成するパルス生成回路を設け、パルス生成回路から出力された互いに 90° 位相の異なる二つの回転パルス信号と回転方向信号とにより、回転角度を出力する手段が記載されており、文献 1 に記載された発明に適用することは、当業者にとって容易である。

請求の範囲 6、7 に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献 1 乃至 7 により、進歩性を有しない。

文献 7 には、インデックス信号を出力する角度値を記憶する記憶手段が、記載されており、文献 7 に記載された記憶手段を文献 1 に記載された発明に適用して、請求の範囲 6、7 に係る発明を構成することは、当業者にとって容易である。